

# 大学等放射線施設協議会による 女性の放射線業務従事者の 被ばく管理に関するアンケート (放射線施設管理担当者向け)

原子力規制庁放射線安全規制研究戦略的推進事業ネットワーク事業  
「健全な放射線防護実現のためのアイソトープ総合センターをベース  
とした放射線教育と安全管理ネットワーク」(大学RIネットワーク)  
と共同で実施

# アンケート実施概要

- 大学等の施設安全管理担当者を対象
- Googleフォームを利用してアンケートを実施
- アンケート送付施設 251
- 回答数 110 (回答率 43.8%)

## 女性の放射線業務従事者の被ばく管理に関するアンケート（放射線施設管理担当者向け）

アンケートの御協力をお願いします。  
下記リンクを御参照ください。  
<http://www.fsc.go.jp/fscis/attachedFile/download?retrievalId=ka120110323sfc&fileId=220> - 放射線審議会基本本部会が出した「CRP2007年勧告取り入れに対する第2次中間報告」の23-31ページ

\*必須

事業所名 \*

回答を入力

回答者のご氏名(任意)

回答を入力

回答者のメールアドレス(任意)

回答を入力

(1) 女性の放射線業務従事者について、男性とは異なる実効線量限度と期間（5 mSv/3月、妊娠時においては、本人の申出等により許可届出使用者又は許可廃棄業者が妊娠の事実を知ったときから出産までの間につき、腹部表面の等価線量限度：2 mSv、内部被ばく：1 mSv）が設定されていますが、妊娠の可能性に留意するなど、女性の放射線業務従事者について放射線管理上の配慮をおこなっていますか。 \*

1. していない

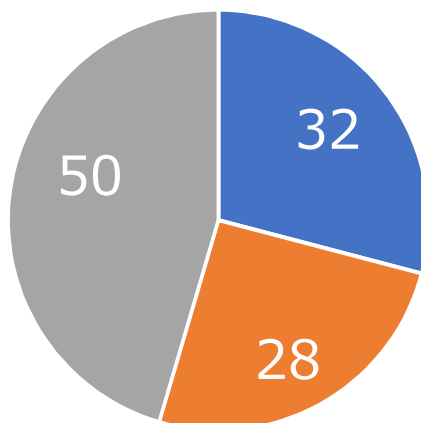
2. している

「2. している」を選ばれた場合、どのようなことをされているか、その内容をご記入ください。（「1. していない」を選ばれた場合もその理由があれば、ご記入ください。）

回答を入力

## 設問1

女性の放射線業務従事者について、男性とは異なる実効線量限度と期間（5 mSv/3月、妊娠時においては、本人の申出等により許可届出使用者又は許可廃棄業者が妊娠の事実を知ったときから出産までの間につき、腹部表面の等価線量限度：2 mSv、内部被ばく：1 mSv）が設定されていますが、妊娠の可能性に留意するなど、女性の放射線業務従事者について放射線管理上の配慮をおこなっていますか。

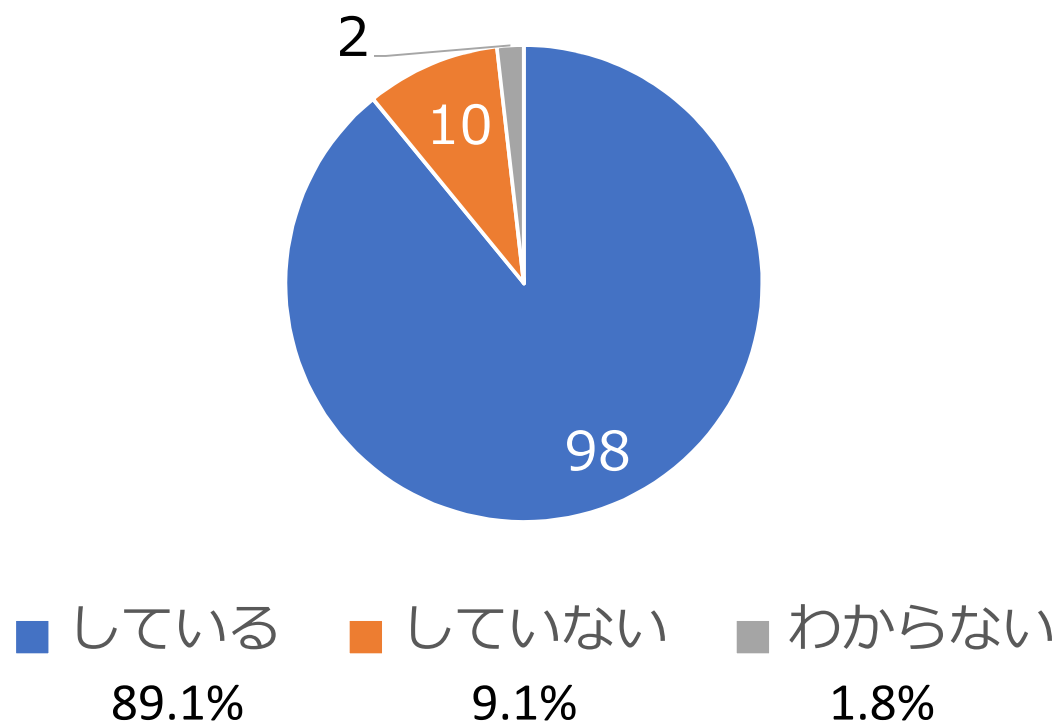


- していない（理由記載無し） 29%
- していない（配慮するほどの被ばくが無い等の理由のため） 25.5%
- している 45.5%

- ・「している」に作業上、配慮が必要なほどの被ばくが無い等で「していない」を足すと4分の3の施設が該当する。
- ・残りの4分の1の施設は、「していない」の理由が無いため、実際のところは不明。 3

## 設問 2

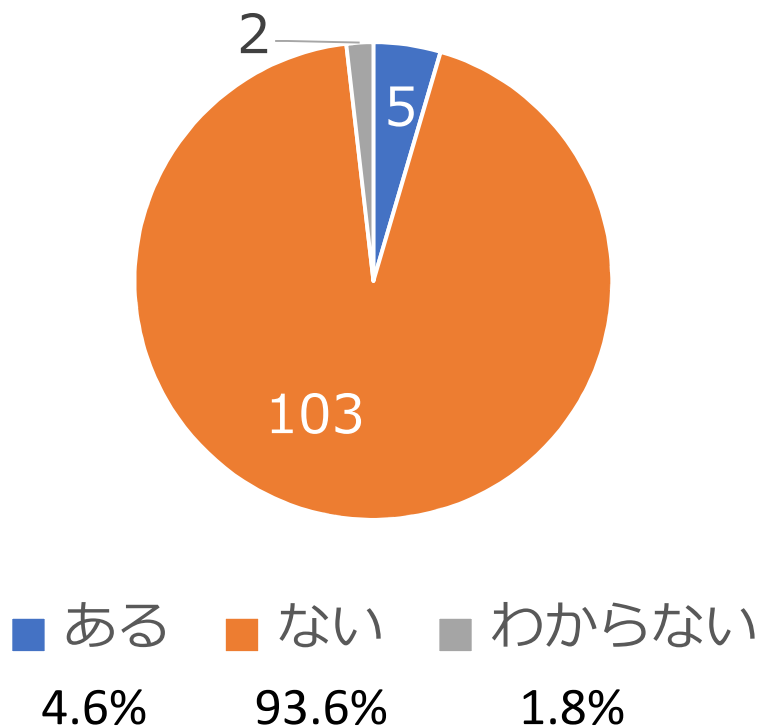
放射線業務従事者に対して行う教育及び訓練の場等で、女性に対する特別な線量限度があることを周知していますか。



ほとんどの施設で、特別な線量限度があることを周知している。

### 設問 3

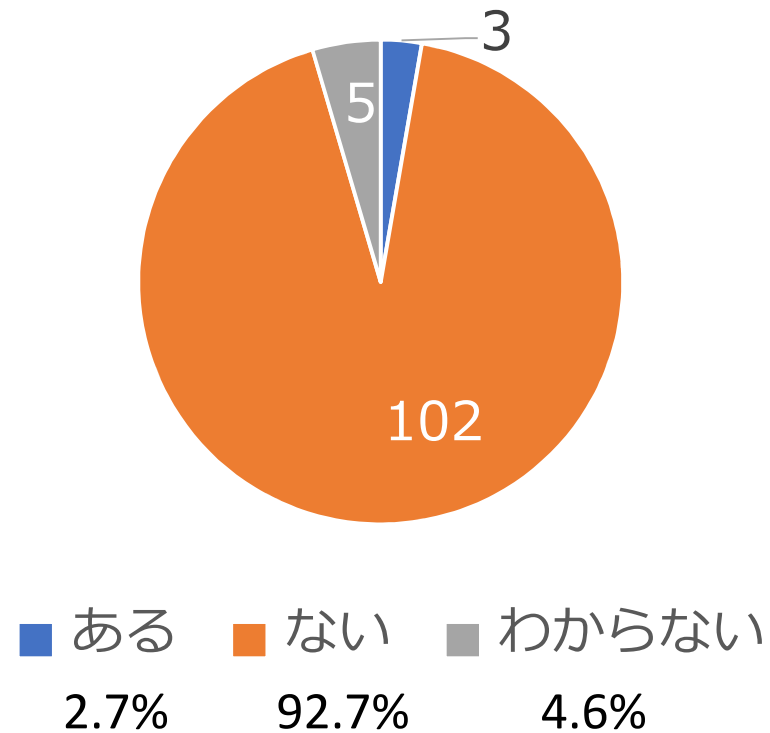
今までに貴事業所における女性の放射線業務従事者の中で、男性とは異なる線量限度を取り入れていることについて、女性の職域を狭めるといった意見や妊娠の可能性の有無について問われることがプライバシーの侵害にあたりと意見や相談等を受けたことがありますか。



ほとんどの施設で特に職域を狭める、プライバシー侵害との意見、相談を受けたことはない。

#### 設問 4

女性の放射線業務従事者からの妊娠が不可能などの申告等により、女性の放射線業務従事者の線量を男性と同様として管理している例はありますか。



女性の管理を男性と同様としている施設はほとんど無い。

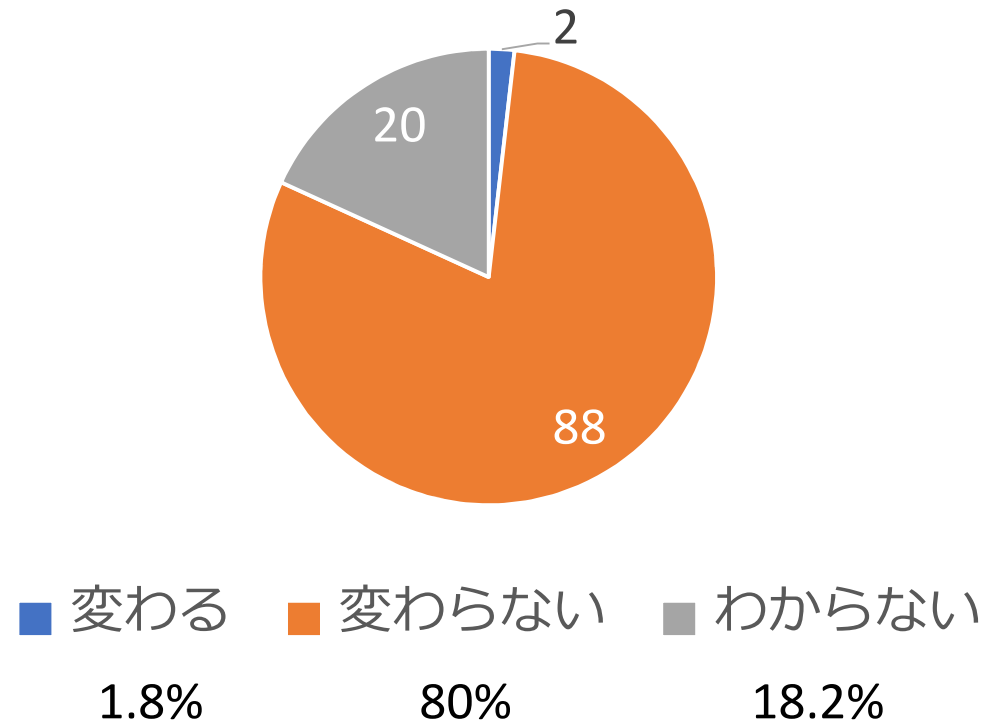
## 設問 5

女性の放射線業務従事者が被ばく管理に関して申告等を行いやすい環境を作るための配慮や工夫をされておられましたら、その内容をご記入ください。

- 放射線管理業務に女性事務員や女性の管理者を配置し、申告等を受け付けている。
- 不安なことがあれば気軽に放射線取扱主任者に相談するよう伝えられている。
- 女子学生、女性職員には、それぞれ相談センターがあることを伝え、妊娠等のプライベートな事項の相談を速やかに行えるように案内している。
- 申告をしなくても良いように（もし妊娠していることを申し出ていなくても妊婦の線量限度を超えないように）、被ばくがあった場合は線量限度よりずっと低い段階で早めに注意喚起している。注意喚起の際、妊婦の線量限度についても知らせるようにしている。

## 設問 6

貴事業所において、女性の放射線業務従事者に対する線量限度を男性と同じにした場合、女性の業務従事者の作業内容が変わる（男性と同様となる）可能性はあると考えますか。



変わらないが大多数。



## 設問 7

女性の放射線業務従事者の被ばく管理につきましてご意見がありましたら、ご記入ください。

- 病院などと異なり、大学の研究施設においてはmSv単位の被ばくを受ける人は皆無であるため、男性と女性を区別する必要性を感じない。
- 有意な被ばくをする業務従事者が少ないため、女性であっても自分の被ばく線量に興味がない人がほとんどである。想定外の事故や極端に神経質なユーザーに備えた緊張感を管理者が維持し続けることに注意が必要である。
- 女子学生および保護者、若い女性教職員の中には、法令体系が手厚いことに安心感を感じる人もいるので女性の被ばく管理があるほうがよいという意見もある。
- 妊娠がいつ起こるか分からないことを考慮すると、現行の3ヶ月で被ばく線量をモニタリングする方法は妥当であると考える。
- 女性特有の被ばく管理を全ての事業所で必須とまではせずに、危険度の高い施設のみ必要とする等段階分けして考えるべき。
- 妊婦に対する放射線管理上の配慮について、現状では、産休等が決まった際に初めて管理者が妊娠の事実を知ることになる例が多い。教育訓練等で全体に対して周知はしているが、妊婦本人も安定期に入るまで申告し難いと想像され、個別に確認することは難しい。できるだけ男女の区別なく被ばく管理できることが望ましいと考えている。
- 胎児への影響を科学的に考慮して女性の線量限度を定める必要がある。

- (株)千代田テクノルや長瀬ランダウア(株)のようなバッジ発行業者から女性の被ばく管理についてのリーフレットなどを発行していただけるとバッジ利用者に周知できるきっかけになると思います。
- 不安も含めて申告しやすい環境を作ることが大切だと思います。
- 今後、妊娠の可能性の有無を問うことがプライバシーの侵害にあたるとの意見が出る可能性はあると考えております。
- 個人情報保護の観点から、申し出の方法やその情報の管理について事業者でルールの整備が必要と思います。
- 女性を含む複数主任者の体制にできれば良いが、現実的には難しい。